

「第6次大阪府障がい者計画」の構成等について（事務局案）

▼基本構成について

- 基本構成は第5次計画を大筋で継承。
- ・基本原則、最重点施策、共通場面「地域を育む」、6つの生活場面など。

▼計画期間について

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画は3年ごとの策定であることを踏まえ、第5次計画から計画期間を6年間とした。引き続き、計画期間は6年間とする。
（参考）国の障害者計画：5年 大阪府地域福祉計画：6年

▼障がい者の生活ニーズ実態調査について

- 令和7年度夏に実施する。
- 調査結果を踏まえ、令和8年度の障がい者施策推進協議会で議論するため、今年度中に集計・分析まで実施する。

<計画の構成>

【基本理念】全てのひとが認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり（案）

【5つの基本原則】

▼障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 ▼多様な主体の協働による地域づくり ▼あらゆる分野における大阪府全体の底上げ ▼合理的配慮によるバリアフリーの充実 ▼真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

【3つの最重点施策】

▼入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 ▼障がい者の就労支援の強化 ▼専門性の高い分野への支援の充実

共通場面・生活場面に応じた取組み

